

令和 8 年度汚泥搬出作業単価契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

管理部 工務課

1. 件名

令和 8 年度汚泥搬出作業単価契約

2. 目的

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）那珂フュージョン科学技術研究所の排水処理施設から発生する汚泥を搬出する作業である。

3. 実施場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 排水処理施設 ケーキホッパー室

4. 実施期日等

(1) 実施期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

(2) 実施時間

平日 9:00～17:30

(3) 汚泥搬出回数

7 回予定

(4) 溶出試験回数

2 回

5. 搬出物

脱水汚泥

6. 搬出数量

1 回当たりの搬出量は約 3,900 kg とする（4 トン車 1 台に相当）。

なお、搬出量は予定数量であり、実数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこととする。

7. 作業内容

(1) 汚泥搬出

脱水汚泥をケーキホッパー室で運搬車（約 3,900 kg / 4 トン車 1 台）に搭載し、QST で計量確認後、搬出処分する。

(2) 搬出方法

搬出処分に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「道路交通法」を遵守すること。

受注者は、QST の指示に基づき産業廃棄物の運搬車両に積載して搬出するものとする。なお、産業廃棄物の運搬車両は受注者側で準備するものとし、車両側面等に産廃運搬用車両である旨を表記するプレート等が貼付されていること。

(3) 処理及び処分

受注者は、搬出した産業廃棄物の中間処理による減量化及びリサイクル化を図るとともに、減量化されない産業廃棄物については、適正に最終処分場において処分する

こと。本業務を行うに際し、都道府県知事等の許可を得ていることを条件とし、受注者の責任において処理処分を完結させるものとする。

(4) 溶出試験

「5. 搬出物」の脱水汚泥について「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を納期までに2回実施し、分析証明書を提出すること。

8. 業務を請け負うために必要な資格等

- (1) 茨城県及び運搬経路自治体の産業廃棄物収集運搬業の許可を有すること。
- (2) 処理及び処分を行う自治体における、業務対象廃棄物に関する産業廃棄物処分業の許可を有すること。

9. 提出書類

図書名	提出時期	部数	確認
総括責任者及び代理人届	契約締結後速やかに	2部	要
処分場までの運搬経路図	契約締結後速やかに	1部	不要
作業実施要領書 (工程表、緊急時連絡体制表、体制表含む)	契約締結後速やかに	2部	要
作業員名簿	契約締結後速やかに	1部	不要
作業日報	作業終了後速やかに	1部	不要
産業廃棄物処理処分完了報告書	実施回毎、作業完了後	1部	要
汚泥溶出試験証明書	試験終了後速やかに	1部	要
外国人来訪者票 (QST 指定様式)	入構の2週間前まで (外国籍の者、または、日本国籍で非居住者の入構がある場合に提出すること。)	1部	要
その他 QST が必要とする書類 (その都度)	別途協議	別途協議	別途協議

(提出場所)

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 工務課

(確認方法)

「確認」は次の方法で行う。

QST は、確認のために提出された書類を受理したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、確認しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、確認したものとする。

10. 作業指示

QST 担当者は受注者へ、作業を行う 1 週間前後を目安として発注指示書 (QST 様式) により作業依頼を行うものとする。

11. 検査条件

- (1) 汚泥搬出の際、汚泥の脱水状態を目視により確認する。また、積載量を「検量書」にて、確認する。
- (2) 汚泥搬出の検査は実施回毎に行うこととする。汚泥搬出処分終了後、「産業廃棄物処理処分完了報告書」の提出、内容確認をもって検査合格とする。
- (3) 汚泥の溶出試験の検査は、「汚泥溶出試験証明書」の提出、内容確認をもって検査合格とする。

12. 特記事項

- (1) 受注者はQSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、QSTの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行しうる能力を有するものを従事させること。
- (2) 受注者は本作業を実施することにより取得した情報を、当QSTの施設外に持ち出して発表若しくは公開し又は、特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面によりQSTの承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 本作業を実施の際、現存物等に汚損又は損傷等がないように行うこと。なお、既存物等に損傷等が生じた場合は、QST担当者と協議の上、受注者の責任で補修又は交換等を行うこととする。
- (4) 本作業を実施するに当たり、関係法令及びQSTの諸規程等を遵守するものとし、QST担当者が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
 - ①労働安全衛生法
 - ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ③那珂フュージョン科学技術研究所事故対策要領
 - ④那珂フュージョン科学技術研究所安全衛生管理規則
- (5) 受注者は、異常事態等が発生した場合、QST担当者の指示に従い行動するものとする。
- (6) その他仕様書に定めのない事項については、QST担当者と協議の上決定する。

13. 総括責任者

受注者は、本契約業務を履行するに当たり、受注者を代表して直接指揮命令する者及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関するQSTとの連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持及びその他本契約業務の処理に関する事項

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針

に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上